

柴田町太陽の村条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月8日

柴田町長 滝口 茂

柴田町条例第26号

柴田町太陽の村条例の一部を改正する条例

柴田町太陽の村条例（平成5年柴田町条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																										
<p>(設置)</p> <p>第2条 <u>子どもが活発に遊ぶことができる場を提供するとともに、農山村が持つ地域資源を活用し、都市と農村との交流拠点とするため、太陽の村を設置する。</u></p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 太陽の村の施設における事業の企画及び農山村が持つ地域資源の活用に関する業務</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>(開園時間)</p> <p>第6条 太陽の村の開園時間は、午前9時から午後5時までとし、各施設の使用時間は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>施設名</th><th>使用区分</th><th>使用時間</th></tr></thead><tbody><tr><td>太陽の家</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">総合交流ターミナル</td><td>宿泊</td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>木育遊びの部屋</u></td><td><u>午前9時から午後5時まで</u></td></tr><tr><td>キッズバイク</td><td>(略)</td><td>午前<u>9時</u>から午後<u>5</u></td></tr></tbody></table>	施設名	使用区分	使用時間	太陽の家	(略)	(略)	総合交流ターミナル	宿泊	(略)	<u>木育遊びの部屋</u>	<u>午前9時から午後5時まで</u>	キッズバイク	(略)	午前 <u>9時</u> から午後 <u>5</u>	<p>(設置)</p> <p>第2条 <u>町民の健全な余暇活動の場の提供と、農家経済の安定向上に寄与するため、太陽の村を設置する。</u></p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>(開園時間)</p> <p>第6条 太陽の村の開園時間は、午前9時から午後5時までとし、各施設の使用時間は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>施設名</th><th>使用区分</th><th>使用時間</th></tr></thead><tbody><tr><td>太陽の家</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>総合交流ターミナル</td><td>宿泊</td><td>(略)</td></tr><tr><td>キッズバイクパーク</td><td>(略)</td><td>午前<u>9時30分</u>から午後<u>4時30分</u>まで</td></tr></tbody></table>	施設名	使用区分	使用時間	太陽の家	(略)	(略)	総合交流ターミナル	宿泊	(略)	キッズバイクパーク	(略)	午前 <u>9時30分</u> から午後 <u>4時30分</u> まで
施設名	使用区分	使用時間																									
太陽の家	(略)	(略)																									
総合交流ターミナル	宿泊	(略)																									
	<u>木育遊びの部屋</u>	<u>午前9時から午後5時まで</u>																									
キッズバイク	(略)	午前 <u>9時</u> から午後 <u>5</u>																									
施設名	使用区分	使用時間																									
太陽の家	(略)	(略)																									
総合交流ターミナル	宿泊	(略)																									
キッズバイクパーク	(略)	午前 <u>9時30分</u> から午後 <u>4時30分</u> まで																									

パーク		時まで
-----	--	-----

2 (略)

(使用許可)

第8条 太陽の村を使用する者 (以下「使用者」という。) は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 (略)

(1) ~ (3) (略)

別表 (第11条関係)

区分	使用態様	上限	下限
太陽の家 総合交流 ターミナ ル	研修室 (1時間当 たり)	<u>3,000円</u>	<u>800円</u>
	宿泊 (1人当た り)	<u>15,000円</u>	<u>3,000円</u>
	休憩 (1人当た り)	<u>2,000円</u>	<u>1,000円</u>
	<u>木育遊びの 部屋</u> (<u>1人1回 当たり</u>)	<u>300円</u>	<u>100円</u>
キッズバ イクパー ク	コース利用 (<u>1人1時 間</u> 当たり)	(略)	(略)
	用品レンタ ル (<u>1人1時 間</u> 当たり)	(略)	(略)

2 (略)

(使用許可)

第8条 太陽の村を使用する者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 (略)

(1) ~ (3) (略)

別表 (第11条関係)

区分	使用態様	上限	下限
太陽の家 総合交流 ターミナ ル	研修室 (1時間当 たり)	<u>2,625円</u>	<u>525円</u>
	宿泊 (1人当た り)	<u>5,250円</u>	<u>2,100円</u>
	休憩 (1人当た り)	<u>840円</u>	<u>183円</u>
キッズバ イクパー ク	コース利用 (1時間当 たり)	(略)	(略)
	用品レンタ ル (1時間当 たり)	(略)	(略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表太陽の家総合交流ターミナルの部宿泊の項に係る利用料金の規定は、この条例の施行の日以後の宿泊の予約に係る利用料金から適用し、同日前の宿泊の予約に係る

利用料金については、なお従前の例による。